

「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく 保証料割引制度の取扱終了について

平成24年2月に策定された「中小会計要領」（中小企業向け会計ルール）普及のため、平成25年4月から実施してまいりました、「中小企業の会計に関する基本要領」に基づく保証料割引制度は、平成29年3月31日保証申込受付分をもって、取扱いを終了します。

なお、会計参与設置会社に対する保証料割引制度については、平成29年4月以降も継続となります。

